令和８年（フ）第２７３号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　２－611号
債務者　姉川　　好
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２８７号
徳島県阿波市阿波町早田232番地１
債務者　坂東美智恵
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９４９号
神戸市灘区友田町４丁目１番23―104号
債務者　辻村　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７０号
神戸市中央区花隈町５番21―714号
債務者　林　　邦子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４号
兵庫県たつの市新宮町下莇原242番地１、従前の住所大分県杵築市山香町大字立石1230番地７
債務者　原田　昭彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４８号
兵庫県淡路市育波1527番地９　育波団地１－303
債務者　島田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５０号
兵庫県洲本市上物部450番地５　ハイツ司５号
債務者　中西　博己
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第２５号
高知県四万十市有岡1727番地１　有料老人ホームあったかホームなでしこ、前住所高知県四万十市中村新町４丁目12番地１　植田アパート５号室
債務者　信田　和広
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１１９号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1961番地
債務者　古賀　梨加（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１３３号
栃木県小山市大字間々田2386番地１　有料老人ホームあたご、前住所栃木県下野市緑５丁目18番地９　メゾングランドロイヤル　Ｂ－101号
債務者　森　　博文
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで　宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９３８号
京都市上京区東堀川通下長者町下る三町目13番地３　ホーユウコンフォルト二条城前802号室
債務者　金　　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７３号
京都市下京区川端町３番地　市営住宅33棟1104号
債務者　高城　明美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７６号
京都府長岡京市久貝２丁目15番17―508号　坪内マンション
債務者　藤本　　歩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２８２号
京都市西京区山田猫塚町９番地22
債務者　熊谷　光恭
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
島根県松江市古志原七丁目２番１号　コーポ上乃木203号
債務者　成相　　博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで　松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５６号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目８番５－11号　グリーンビレッジ中沢301
債務者　太田　光紀
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部